

わが国の個人情報保護法制における 「個人情報」と「個人に関する情報」の相違の意義

長谷川 幸一†

概要：個人情報保護法制 2,000 個問題は、事業者に適用される法で「個人情報」の範囲に相違があることが指摘しているところである。本稿では、わが国の個人情報保護法制で「個人情報」と「個人に関する情報」とに区分された意義を確認し、個人情報保護法制 2,000 問題の解決のための論点を整理する。

キーワード：個人情報保護, 2,000 個問題, 「個人情報」, 「個人に関する情報」

“Personal information” and “information concerning an individual” in Japanese personal information protection legislation

HASEGAWA KOICHI†

Abstract: The problem posed by 2,000 PIP systems (the P2K problem) indicates that, in Japan, there is a difference in the scope of “personal information” in the law applied to the personal information handling of business operators, central government organizations, local governments, incorporated administrative agencies, and local incorporated administrative agencies. In this paper, I examine the significance of “personal information” and “information concerning an individual” classifications in personal information protection legislation and systematically present the issues related to solving the P2K problem.

1. はじめに

行政が保有するデータの官民の利用は、官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)が制定されたように、その必要性が認識されている。民間部門では、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)が 2015 年に改正され、EU の GDPR (General Data Protection Regulation。一般データ保護規則) の十分性認定を 2018 年に受けたことにより、国際的な情報流通の基盤を整えつつあるが、公的部門においては、主に 2,000 を超える地方公共団体の個人情報保護制度が存在し、それぞれの個人情報の範囲の相違を調整することが課題となっている。

地方公共団体の個人情報保護条例は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行個法」という。)に倣って制定している例が多い。そのため、2013 年の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)の制定により規定された特定個人情報、2016 年の行個法の改正により規定された個人識別符号(2 条 2 項 2 号)、要配慮個人情報(2 条 4 項)及び非識別加工情報(行個法 2 条 8 項)への対応により、これまで以上に個人情報の範囲を複雑化し、分散化させている。

本稿は、個人情報保護の法体系の最も基礎となる個人情報の範囲について再度確認し、この調整を図るための論点を明確化しようとするものである。

2. 個人情報の範囲

2.1 規定

(1) 個人情報の定義の経緯

個人情報の定義について、地方公共団体における電子計算機条例の導入の時期 5 つの期間においてどのような変遷をたどってきたかの調査分析をした先行研究があるが[1]、1970 年頃の当初の個人情報保護条例では、保護の対象をコンピュータの自動処理に関する情報に限定していた。国立市電子計算組織の運営に関する条例(昭和 50 年国立市条例第 4 号)では、個人情報の定義はないが「電子計算組織」の定義をした上で(2 条)、規則でその処理の範囲を定めていたし、中野区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和 55 年中野区条例第 22 号)では、電算処理に係る個人情報(「個人に関する情報で、個人を識別できるもの」。2 条 2 号)の保護について必要な措置を講じるとしていた(4 条 1 項)。ネットワークで接続された電子計算機間でのデータの照合を前提とした規定であると認めることができる。

電子計算機の処理に関する個人情報の保護に関する法律(昭和 63 年法律第 95 号。以下「昭和 63 年保護法」という。)

† 新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程

では、電子計算機処理を行うための体系的に構成された個人情報(「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)」)であつて、「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。」2条2号)の集合物を個人情報ファイルとし、個人情報ファイルに記録されている個人情報を処理情報(「個人情報ファイルに記録されている個人情報をいう。」2条5号)として、その利用・第三者への提供の制限、開示等の請求手続を定めていた。

その後、2003年制定の行個法では、コンピュータの自動処理に関する情報以外にまで範囲が拡大された。「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」(2条2項、現行2条2項1号)とされ、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有している」保有個人情報(2条3項、現行2条5項)について利用・第三者への提供の制限、開示等の請求手続を定めた。2016年改正の行個法では定義規定に個人識別符号が追加されている。

個人情報保護条例は、地方公共団体が昭和63年保護法及び行個法の定義の変遷を参考に制定してきたものであり、どの時点の定義を参考にし、制定したかによってもばらつきが生じていると考えられる。

しかし、地方公共団体が処理する事務において、他の団体との間で受渡しを行う個人情報のほとんどは、法令に規定する情報であり、かつ、検索できるように体系的に構成された情報—処理情報であると考えられ、処理情報と散在情報とを同様に取り扱うべきなのかについては疑問が残る。

(2) 処理情報と散在情報

1970年頃の当初の個人情報保護条例において保護の対象であったコンピュータの自動処理に関する情報は、昭和63年保護法における処理情報に相当するものであり、電子計算機による自動処理を行ったデータであった。

現在、行個法において処理情報に該当するものは、個人情報ファイル(行個法2条5項)に含まれる情報ということになるが、個人情報保護法で規定する個人データ(2条6項)と異なり、個人情報ファイルを構成するデータの定義はな

い。個人情報ファイルを構成するデータは、これを構成しないデータ—検索することができるように体系的に構成されていない情報(いわゆる散在情報)とともに、保有個人情報として、行個法が適用されることになっている。この個人情報の定義の区分は、現行の行個法の規定に倣って制定した個人情報保護条例についても、同様のことがいえる。

(3) 個人情報保護条例での定義の多様性

個人情報保護条例の個人情報の定義は、個人情報保護条例によって異なっているが、先行研究には生存者の情報に限るか、非生存者の情報を含むか、また他の情報との照合についてどのように捉えるか(①単なる照合性型、②容易照合性型、③その他)で分類するものがある[2]。

個人情報の定義の相違は、個人情報保護条例中で規定される他の定義・概念にも影響を及ぼす。例えば、個人情報ファイル[a]、収集禁止事項(思想、信条、宗教、人種、民族、犯罪歴、社会的差別の原因となる社会的身分といった個人情報について、取得することが原則禁止されているもの[b])や、いわゆる散在情報[c]についてこのことがいえる。また、要配慮個人情報、非識別加工情報についても同様の相違が生じ得る。

なお、非識別加工情報について、地方公共団体とは別の「作成機関」が同一基準により匿名加工を行う案が示されているが[3]、匿名加工の基準を法律によらず個人情報保護条例によることとする限り、困難だろう。

(4) 情報公開制度との関係

また、行個法と行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)との間で個人情報の定義に整合性が保たれる必要があるとの指摘がある。行個法の開示請求における保有個人情報について、「ある特定者に関する保有個人情報が、同時に、他者の個人情報、法人に関する情報等としての意味内容を有することは少なくない。これらの意味内容を有する部分について情報公開法と整合性を保たせることが必要となる。このような考え方から本条においては、保有個人情報の本人の利益を保護しようとする特別の不開示情報といえる第一号を除き、基本的に情報公開法第五条各号との整合性を保持している。」[4]とされているところである。このことは、個人情報保護条例と情報公開条例との間でも確認する必要がある。

情報公開制度と個人情報保護制度を区分した場合は、それぞれの目的は必ずしも一致しないはずである。論理的には、個人情報の定義にずれが生じることはあり得る。わが国が情報公開制度・個人情報保護制度において個人識別情報型を採用したのは、「何が開示の対象となるか予想がつか

a) 例えば、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成12年横浜市条例第2号)、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)、札幌市個人情報保護条例(平成16年札幌市条例第35号)のように、個人情報ファイルを定義していない例もある。

b) 例えば、神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)6条
c) 個人情報データ(個人情報保護法2条7項)ではない個人情報、個人情報ファイル(行個法2条4項)に記録されていない保有個人情報とされる。

ないため、市町村では多くの非開示情報を設けて不測の事態に備えようとした。そのために目的が異なる情報公開条例の非開示情報が利用された。個人情報保護条例の非開示条項に、9項目あるいは12項目もの非開示条項が置かれているのは、個人情報保護条例に情報公開条例の非開示情報に加えて、個人情報に固有の非開示条項を付加したために起こった現象」との指摘[5]は、そのとおりだろう。

そこで、両制度の個人情報の範囲について、どのような部分で整合が図られるべきであり、又は別に扱うべきなのかを明らかにする必要がある。

ア 公開・開示の請求についての「個人に関する情報」の定義

情報公開法5条は何人からの請求に対する非公開情報が、行個法14条は本人からの開示請求に対する不開示情報が規定されているが、ここで問題とされるのは「個人に関する情報」である。

両法の「個人に関する情報」には、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除かれている(情報公開法5条1号、行個法14条2号)。この「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は「個人に関する情報」には含まれないが、「公にすることにより」又は「開示することにより」、「…当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(情報公開法5条2号イ、行個法14条3号イ)、及び行政機関の要請を受けて「公にしない」又は「開示しないとの条件で任意に提供されたものであって」通例として「公にしない」又は「開示しないこととされているもの」(情報公開法5条2号ロ、行個法14条3号ロ)等の法人等の事業に関する情報として非公開情報・不開示情報に該当し得る。このことでは両法に整合があると認められる。

「個人に関する情報」に死者の情報を含むかについて、情報公開法では「死者の名誉、プライバシーに関するわが国の国民感情や、死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害になりうることを考慮すると、本法の「個人」には死者も含むと解すべき」とされている[6]。また、行個法では、「個人に関する情報」は、「…死亡した個人に関する情報も含まれる。」とされており[7]、このことでも、両法に整合があると認められる。

特定の個人が識別できるか(識別性)については、「当該情報に含まれる氏名…その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの」(情報公開法5条1号、行個法14条2号)と規定されているとおり、規定はほぼ同一であり、両法に整合があると認められる。情報公開法については、「対象となる集団の規模が重要な考慮要素になることがある…情報の性質、内容によっては、当該集団の属する構成員全員が不利益を受ける可能性がありうる。個人識別性の判断に際しては、このような事情も考慮して解釈する

必要がある。」[8]とされるが、識別性の判断主体についての公式見解は明確ではないようである。行個法についても同様であるが、個人情報保護法について、「第一次的には、情報を取り扱う事業者が「一般人を基準」(一般人であれば誰でも識別できる基準)とされていることから[9]、これと同様と考えられる。

他の情報との照合に係るいわゆるモザイクアプローチについて、情報公開法では「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」(情報公開法5条1号)とあり、内閣府情報公開・個人情報保護審査会は一般人基準(一般人が通常の方法によれば照合できるかを基準とする。)を採っているとされるが、実態は特定人基準(一般人ではなく特定の者において照合できるかを基準とする。)であるとの指摘がある[10]。これによれば、一般人には照合できなくとも特定の者において照合できるのであれば個人に関する情報に該当することになる。行個法では「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」(行個法14条2号)とされ、「照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。行政機関の長は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。」とし[11]、一般人基準を採用しているものの、特定人基準を採ることを排除していない。両法がその照合について容易であることを要件としていないことを見ても、他の情報との照合性について、両法に整合性があると認められる[d]。

以上のように、公開・開示の請求の間では、「個人に関する情報」の定義について整合が図られており、その必要性は十分に認められる。個人情報保護条例・情報公開条例の個人情報の範囲のうち、「個人に関する情報」については、多少の誤差があったとしても、基本的に同様の考え方で理解することができる。

イ 「個人に関する情報」と「個人情報」の定義

「個人に関する情報」が両法で定義されているのに対し、「個人情報」は情報公開法には定義されていない。行個法では「生存する個人に関する情報であって」「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することが

d) ただし、公開については全ての人に対して行われ得るのに対し、開示については本人に対してのみ行われることに留意すべきである。

でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) (行個法2条2項1号)及び「個人識別符号が含まれるもの」(行個法2条2項2号)とされ、「個人に関する情報」よりも狭まる部分(死者の情報を含まないこと。)と広がる部分(事業を営む個人の当該事業に関する情報を含むこと。)が生じる。

両法の「個人に関する情報」は、前述のとおり死者の情報を個人情報に含む。情報公開法についての裁判例では、「法5条1号本文前段の「個人」については、文言上、生存する個人に限定されておらず、これは、死者の名誉ないしプライバシーに関する一般の国民感情に鑑み、死者の個人識別情報についても、不開示情報としての保護を与えるという法の趣旨に基づくものであると考えられるから、法5条1号本文前段の「個人」には、死亡した個人が含まれるものと解すべきである」とされる[12]。

「個人に関する情報」には死者の情報が含まれるのに対し、行個法の「個人情報」は「生存する」者に限定されており、死者の情報を含まない。「個人情報」及び保有個人情報には死者の情報が含まれないため、行個法上、取得・利用・提供等について規制を受けないものとなっている。

「個人情報」について、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除かれていない。したがって、これらの情報の取得・利用・提供等については、行個法の規制を受けることになる。このことでは、「個人に関する情報」と「個人情報」とは相違が認められる。

「当該情報に含まれる氏名...その他の記述等...により特定の個人を識別することができるもの」について、「個人に関する情報」及び「個人情報」ともに規定は同じである。識別性については、規定上いずれも一般人基準(一般人が通常の方法によれば照合できるかを基準とする。)を採っているものと考えられ、別解釈とする必然性がないことから、このことでは「個人に関する情報」と「個人情報」とは整合が認められる。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」(モザイクアプローチ)について、個人情報保護法の国の現行法における解釈では、個人情報を取り扱う事業者の内部の場合においては、当該事業者を基準として通常の業務における一般的な方法で照合できるかで判断することとされ、第三者に提供する場合においては、当該事業者(提供元)において容易に照合できるかで判断するものとされている[13]。行個法でも保有個人情報の内部利用について一般人基準、第三者への提供について提供元基準を採ると考えたとき、開示における「個人に関する情報」における照合性の基準と異なることは明らかである。もし公開・開示において提供元基準を採れば、行政機関の保有する他の情報と照合して個人が識別できる

「個人に関する情報」は非公開・非開示となってしまう、従来よりも公開・開示がされる範囲が狭くなるからである。これは、制度趣旨に逆行することになる。「個人に関する情報」の公開・開示に原則として一般人基準を採っていることは、保有個人情報の第三者への提供よりも、行政手続の公正性・透明性を確保することを優先させていると考えることができよう[e]。

このように、「個人に関する情報」と「個人情報」とは整合と相違が認められる。

ウ 条例における位置付け

福岡県春日市においては、1984年に春日市個人情報保護条例(昭和59年春日市条例第12号)を制定したが、春日市情報公開条例との間で「用語の統一を図るため、情報の定義を情報公開条例のそれと合わせることにした」とされる[14]。個人情報保護条例が制定された当初から、地方公共団体において個人情報保護条例と情報公開条例との間で整合を図るべきとの認識があったことがうかがえる。

しかし、「情報公開条例、行政情報を原則として公開し、非公開とする情報は必要最小限にとどめることを基本とするものであるが、この非公開情報の大部分は、個人情報である[筆者注:本稿でいう「個人に関する情報」である.]。その意味では、情報公開条例も、個人情報の保護の役割を果たしているのであるが、その態様は、ただ公開しないという消極的なものに過ぎない。」「個人情報保護条例は、自己情報の訂正、削除というような積極的な管理(支配)を積極的に認めようとするもの」との指摘があり[15]、「個人に関する情報」と「個人情報」の相違が認識されていた。

また、新潟県長岡市においては、長岡市情報公開条例(平成7年長岡市条例第33号)の「個人に関する情報」(公開することが公益上必要と認められるものを除く。)について、公開による公益とプライバシーの侵害の程度との比較考量で判断するとの見解を採っており[16]、長岡市個人情報保護条例(平成10年長岡市条例第51号)の「個人情報」との間で相違する見解を採っている。

このような「個人に関する情報」と「個人情報」の位置付けから、両者の相違は、他の地方公共団体においても生じ得るものである。

2.2 解釈・運用

個人情報の範囲については、規定のほかにも、解釈・運用での相違がある。個人情報保護条例の規定ぶりが同一にもかかわらず、地方公共団体において災害対応で個人情報の取扱いが異なるのは、このことが原因の1となっている。

そもそも、「個人情報」の解釈については、個人情報保護法で、「氏名、連絡先さえ抜いておけば個人情報ではないのである」という誤解が非常に広がっている状態」があると指摘されている[17]。これは、個人情報保護条例について

るおそれがあるもの」を非公開・非開示とできるとされている。

e) ただし、「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することはできないが、公にする・開示することにより、なお個人の権利利益を害す

も同様の誤解が生じていると思われる。武雄市図書館での図書館履歴の取扱いについて、樋渡啓祐市長(当時)が個人情報定義について見解を述べているが[18], 地方公共団体が取得した情報であっても、特定の個人が識別できる情報を除去すれば、第三者に提供できるという認識に基づくものだろう。

また、個人情報保護条例においては、個人情報の識別性・照合性の判断基準が明らかでない。個人情報保護法の国の現行法における解釈が示されているが、識別性の判断主体は「第一次的には、情報を取り扱う事業者」、判断基準は「個人情報概念の相対性を認めないため」「個人情報の「識別性」は一般人を基準」(一般人であれば誰でも識別できる基準)とする。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人の識別ができることとなるもの(容易照合性)の基準は、「事業者ごとに保有する情報や管理状況が異なり得るため」個人データを取り扱う事業者の内部の場合においては、当該事業者を基準として通常の業務における一般的な方法で照合できるかで判断することとされ、第三者に提供する場合においては、当該事業者(提供元)において容易に照合できるかで判断するものとされている[19]。

国における現行法の解釈は、行個法について同様といえるかもしれないが、個人情報保護条例の解釈・運用を法的に拘束しない。照合性について「当該事業者が第三者提供する場合には提供先を基準」とする説[20]を参考に解釈・運用をする地方公共団体もあり得るのである。

2.3 制度目的による相違

以上のことから、情報公開法・行個法及び情報公開条例・個人情報保護条例における「個人に関する情報」の整合は、全ての人への公開・本人のみへの開示の別があるものの、行政手続の公正性・透明性の確保という目的のために、規定及び解釈・運用において整合が必要であると認められる。

一方で、「個人に関する情報」と「個人情報」には、用語において意識的な違いが認められる。これは、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」(情報公開法 1 条)ための情報公開制度と、「行政の適正かつ円滑な運営を図り、…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」(行個法 1 条)ための個人情報保護制度の目的の相違によるものである。情報の公開・開示する制度と保有個人情報の取扱いの適正性を確保する制度との間で、個人情報の範囲に相違が生じることはやむを得ない。両者において規定ぶり、解釈ないし運用において整合が必要とは認められないのである。

このことは、情報公開条例及び個人情報保護条例におい

ても同様のことがいえる。

3. 行政機関の第三者への提供の要件

3.1 公的部門における課題

わが国の個人情報保護の体系は、地方公共団体における個人情報保護の総則部分を法律が、具体部分を条例が規律する方式となっており、具体部分の調整は、別途特別法の規定によっている。番号法の「特定個人情報」、「個人番号」はこの例である。

「個人に関する情報」と「個人情報」には、前述のとおり整合と相違が認められるが、2,000 を超える地方公共団体の個人情報保護制度間の問題は、このうちの「個人情報」の規定と解釈・運用の相違である。この問題は、法律により parts の調整をする以上に、国、地方公共団体その他の公的部門において、制度の根本の「個人情報」の相違が個人情報保護制度に相違を生じさせるというものである。

特に、人命等の保護のために第三者に提供することを判断する場面においては、この問題は、国民ないし住民にとって重大な関心事となる。東日本大震災(2011 年)では個人情報保護条例の保有個人情報の第三者提供についての規定ぶりが全く又はほぼ同じ規定であったにもかかわらず、地方公共団体ごとで対応がわかれるという事態が発生した[f]。また、熊本地震(2016 年)では熊本県南阿蘇村において身元不明者の氏名が公表され、平成 30 年 7 月豪雨(西日本豪雨・2018 年)では、身元不明者の氏名の公表について、岡山県と広島県、愛媛県で対応が分かれた。これらは、わが国において別の個人情報保護制度だったために対応が異なると理解できるものである。

3.2 第三者提供の要件の規定

保有個人情報の第三者への提供については、行個法で要件が規定されている(行個法 8 条 2 項各号)。このうち、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」は、人命等の救助のために保有個人情報を提供するときの根拠と位置付けられている。

一方で個人情報保護法では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」(個人情報保護法 23 条 1 項 2 号)には個人データを第三者に提供できる旨の規定がある。

個人情報保護条例においても第三者への提供について要件が定められている。具体的には、①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、②法令等に定めがあるとき、③出版、報道等により個人情報が公にされているとき、④個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき、⑤個人情報保護審議会等(個人情報保護制度について審議する地方公共団体の執行機関の附属機関。地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)138 条の 4 第 3 項)

f) 当時、福島県内において人命等の保護のために第三者提供を認める規定は、福島県のほか、南相馬市、いわき市、相馬市等にもあった。

の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき」等である[g]。また、⑥人命等の保護のために緊急やむを得ないと認められるときについて明確な規定がないが、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」が規定されている場合がある[h]。

3.3 第三者提供の要件の解釈・運用

行個法では人命等の保護のための第三者提供について明文はないが、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」とは、解釈として、「本人が人事不省になり、緊急に医療を受ける必要がある場合に本人の体質、既往症等の情報を医者に提供したりするとき」[21]、「災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等」[22]。また、「意識不明となった本人について、血液型、家族の連絡先等に関する情報を医療機関等に提供する場合、災害発生時に、宿泊者の安否確認のために宿泊施設が警察・消防機関等に対して宿泊者に関する情報を提供する場合」等であるとされる[23]。

地方公共団体においては、行個法の保有個人情報の第三者提供の基準の解釈・運用を参考に、個人情報保護条例の解釈・運用を行っていると考えられるが、国の現行法における解釈に拘束されるわけではない。

3.4 整合の必要性

人命等の保護のために保有個人情報の第三者提供について、これまでどおり地方公共団体の個人情報保護制度に委ねることにするかどうかは、国の政策的判断によるものである。そうであれば、地方公共団体の対応の相違を生まないよう法律で調整を図ることも国の政策的判断によるだろう。国民ないし住民の視点では、前述のような地方公共団体の対応の相違は奇異に映るだろうし、自身がそのような事態になったときに納得できるかは甚だ疑問である。ここでは紋切り型の地方自治にこだわるのではなく、国民ないし住民のために、整合を図る必要があると考えらえる。

4. おわりに

本稿で見てきたように、「個人に関する情報」と「個人情報」には、整合すべき部分と相違が必要な部分が認められる。個人情報保護法制 2,000 個問題は、様々な論点を提供しているが、この整合すべき部分について建設的な解決が模索されるべきである。これには価値判断を伴うので、丁寧な議論が必要となる。その上で、解決のための手法として法律・条例の制定・改正が必要になるとすれば、正面からこれに取り組むべきである。

わが国の個人情報保護の法体系は、国と地方が並走して形づくってきたものである。情報の利活用がますます必要となる今日において、個人情報保護のナショナル・ミニマム

を実現するためには、今後も国と地方の双方で汗をかいていくことが求められている。

謝辞 新潟大学法学部・鈴木正朝教授をはじめ、ご指導をいただいた皆様に、謹んで感謝の意を表す。

参考文献

- [1] 加藤尚徳, 日本の個人データ保護法制における保護対象の歴史の変容—自治体における個人情報保護のための条例制定経緯の整理と分析—, 情報法制研究 no.3, 77-86p
- [2] 上原哲太郎, 個人情報保護条例の差異と自治体実務上の悩み, 情報ネットワーク法学会第 14 回研究大会, 2014 年 12 月 7 日開催, 第三分科会説明スライド 4-7p
- [3] 総務省地域力創造グループ地域情報政策室, 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方について(地方公共団体の保有するデータの利活用(フォローアップ)), 2019 年 3 月 27 日, <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20190327/190327toushi01.pdf>
- [4] 総務省行政管理局, 行政機関等個人情報保護法の解説(増補版), ぎょうせい, 2005, 80p
- [5] 平松毅, 個人情報保護—理論と運用, 有信堂, 2009, 103p
- [6] 宇賀克也, 新・情報公開法の逐条解説〔第 7 版〕, 有斐閣, 2016, 76-77p
- [7] 宇賀克也, 個人情報保護法の逐条解説〔第 6 版〕, 有斐閣, 2018, 486p
- [8] 前掲[6], 74-75p
- [9] 内閣官房 IT 総合戦略室, 第 7 回パーソナルデータに関する検討会配付資料 資料 1-2 「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について(事務局案)<詳細編>2014-4-16, 2p, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai7/gijisidai.html>
- [10] 前掲[6], 74p.
- [11] 前掲[4], 18p, 82p.
- [12] 東京地判平成 20・3・28 判例集不登載
- [13] 前掲[9], 2p
- [14] 浅野直人, 春日市個人情報保護条例案の準備と検討過程, 春日市個人情報保護研究会編『個人情報保護への新時代—福岡県「春日市個人情報保護条例」の制定と運用—』, 第一法規, 1985, 48p
- [15] 川上宏二郎, 春日市個人情報保護条例の意義, 前掲[14]『個人情報保護への新時代』, 33p
- [16] 長岡市情報公開・個人情報保護審査会, 公開する公益上の必要性和プライバシーを比較考量して判断すべきであるとされた例, 兼子仁・藤原淳一郎・藤原静雄・野村武司, 情報公開等審査会答申事例集, ぎょうせい, 1998, 6242-6251p
- [17] 鈴木正朝・高木浩光・山本一郎, ニッポンの個人情報「個人を特定する情報が個人情報である」と信じているすべての方へ, 翔泳社, 2015, 20p, 山本一郎氏発言部分
- [18] 武雄市長日記, 2012 年 5 月 6 日の記事, <http://hiwa1118.exbl.org.jp/15827483/>
- [19] 前掲[9], 2p
- [20] 岡村久道, 個人情報保護法〔第 3 版〕, 商事法務, 2017, 79p
- [21] 前掲[7], 443p
- [22] 前掲[4], 41p
- [23] 園部逸夫・藤原静雄編・個人情報保護法制研究会著, 個人情報保護法の解説《第二次改訂版》, ぎょうせい, 2018, 176p

g) 例えば, 熊本県個人情報保護条例(平成 12 年熊本県条例第 66 号)8 条 2 項
h) 例えば熊本県では, 荒尾市個人情報保護条例(平成 15 年荒尾市条例第 24 号)12 条 2 項, 和水町個人情報保護条例(和水町平成 18 年条例第 10 号)12

条 2 項, 南関町個人情報保護条例(平成 17 年南関町条例第 1 号)12 条 2 項